

令和8年2月

令和8年第1回

西はりま消防組合議会定例会会議録

自 令和8年 2月24日

至 令和8年 2月24日

令和8年第1回西はりま消防組合議会定例会議事日程

令和8年2月24日（火）午後2時57分開会

1 開会挨拶（議長・管理者）

2 開会宣告

3 開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

（6番 浅田 雅昭 議員、7番 堀 卓史 議員）

日程第 2 会期の決定（令和8年2月24日（火）の1日）

日程第 3 議案第 1号 令和7年度西はりま消防組合一般会計補正予算
（第2号）

日程第 4 議案第 2号 業務委託契約について

日程第 5 議案第 3号 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する
条例制定について

日程第 6 議案第 4号 西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例制定について

日程第 7 議案第 5号 西はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条
例の一部を改正する条例制定について

日程第 8 議案第 6号 令和8年度西はりま消防組合一般会計予算

4 閉会宣告

5 閉会挨拶（議長・管理者）

会議に出席した議員

1 番	池 田	勲	2 番	中 野	有 彦
3 番	角 田	勝	4 番	楠	明 廣
5 番	片 山	尚 徳	6 番	浅 田	雅 昭
7 番	堀	卓 史	8 番	森 田	哲 夫
9 番	廣 利	一 志	1 0 番	千 種	和 英

会議に欠席した議員

なし

議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

主幹 潮海 朋和 副主幹 長井 英章

係長 土居 城介

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者(たつの市長)	山本	実	副管理者(相生市長)	谷口	芳紀
副管理者(宍粟市長)	福元	晶三	副管理者(太子町長)	沖汐	守彦
副管理者(佐用町長)	江見	秀樹	消 防 長	中川	裕文
次 長	岡内	哲也	相生消防署長	木村	雅司
たつの消防署長	内海	貞二	宍粟消防署長	宮内	弘喜
太子消防署長	置村	哲也	佐用消防署長	丸田	弘造
消防本部総務課長	本間	篤	消防本部予防課長	渡辺	信哉
消防本部情報指令室長	小林	大作			

開会挨拶

議長挨拶

○議長（角田勝議員）

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

梅がほころび、吹く風にも春の香りが感じられる季節となりました。

議員各位には、公私ともご多忙の中、ご健勝にてご参集賜り、本日ここに、令和8年第1回西はりま消防組合議会定例会が開会の運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第でございます。

さて、今期定例会は、議員各位のご高承のとおり、令和8年度の本組合行政推進の根幹となります新年度予算を審議する重要な議会であります。

その他にも重要な議案が提出されておりますので、議員各位におかれましては、慎重なるご審議により、適切妥当なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（角田勝議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

日々の寒さの中にも、いくぶんかの春の気配を感じられる季節を迎えました。

本日、ここに令和8年第1回西はりま消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、ここに開会が宣せられる運びとなりましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

また、平素は、管内の防火・防災に格別のご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、今期定例会でご審議いただきます案件は、お手元にお届けいたしておりますとおり、令和7年度補正予算、条例改正、令和8年度予算など、6件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重なご審議をいただき、原案のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願いたします。

開 会 宣 告

○議長（角田勝議員）

ただ今より、令和8年第1回西はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（角田勝議員）

これより、本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件、及び同法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名について、消防本部総務課長より報告させます。

○消防本部総務課長（本間篤）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（本間篤）

ご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。定数10名に対し、出席議員は10名であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、本臨時会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配布いたしております名簿のとおりでございますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（角田勝議員）

以上で報告を終わります。

～日程第1 会議録署名議員の氏名～

○議長（角田勝議員）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第69条の規定により、議長において、6番、浅田雅昭議員、7番、堀卓史議員を指名いたします。

両議員よろしく願います。

～日程第2 会期の決定～

○議長（角田勝議員）

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

～日程第3 議案第1号～

○議長（角田勝議員）

日程第3、議案第1号「令和7年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

それでは、ただいま議題となりました議案第1号「令和7年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由及びその内容について、ご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、消防車両管理事業として予算計上しておりました消防ポンプ自動車の整備につきまして、社会情勢等の影響により車両調達に不測の日数を要し、年度内の整備完了が困難であるため、1ページ、第1表のとおり、繰越明許費の限度額について設定するものでございます。

以上で、議案第1号「令和7年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）」についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

これより、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第1号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第2号～

○議長（角田勝議員）

日程第4、議案第2号「業務委託契約について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

ただいま議題となりました議案第2号「業務委託契約について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、西はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づくものでございます。

管内の緊急通報等を一括処理する高機能消防指令センターは平成28年4月から運用を開始したところですが、この度システムを構築する機器の一部が耐用年数を迎えることから、システムの部分更新を行うものです。

契約の概要につきましては、参考資料を添付いたしておりますのでご清覧願います。なお、本契約は令和10年3月24日を業務完了日とした複数年契約としております。

次に、契約の方法につきましては、本事業は既設設備の部分的な更新であり、現行のシステムとの高度な互換性が必要となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、既存設備の導入業者である株式会社ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部と随意契約により6億5千780万円で業務委託契約を締結しようとするものでございます。

以上で議案第2号「業務委託契約について」の提案説明を終わらせていただきますが、何卒、慎重なご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第2号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第3号～

○議長（角田勝議員）

日程第5、議案第3号「西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

ただいま議題となりました議案第3号「西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由及びその内容についてご説明申し上げます。

提案の理由につきましては、本条例の引用元省令である「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして、近年のサウナブームを背景に、様々なサウナ設備が増加しています。現行の火災予防条例におけるサウナ設備は、使用される設備等にかかわらず、統一した基準としていましたが、使用される設備の設置状況や出力等に応じ、簡易サウナ設備と一般サウナ設備に区分した基準に改正を行うものです。

第7条の2の改正は、簡易サウナ設備について新たに規定するものです。第1項第1号では、建築物等及び可燃性物品から火災予防上安全な距離を保つことについて、同項第2号では、設備の温度が異常に上昇した場合に、熱源を遮断することができる装置を設けることについて、それぞれ定めるものです。また、第2項では、位置、構造及び管理について準用する規定を追加しています。

第7条の3の改正は、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備と定めるものです。

第44条の改正は、火を使用する設備等の設置の届出について、現行のサウナ設備を簡易サウナ設備及び一般サウナ設備に分けるものです。

また、第29条の7の改正は、住宅における火災の予防を推進するための施策に、地震時の電気火災を防止する感震ブレーカーの普及促進を追加するものです。

最後に附則として、この条例の施行日は、令和8年3月31日からとしております。

以上で、議案第3号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ、慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第3号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第4号～

○議長（角田勝議員）

日程第6、議案第4号「西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

ただいま議題となりました議案第4号「西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定」につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、役職定年及び再任用時における運用に際し、管理職員が降任した後に就く職名を新たに追加するため、所要の改正を行うものでございます。

また、消防本部に配置する3課1室の名称の統一を図るため、情報指令室を情報指令課へ名称変更する所要の改正を行うものでございます。

次に改正内容でございますが、現行の標準的な職務に、管理職員の降任後の職名を新たに追加するものでございます。あわせて消防本部の組織名称の統一を図るため、情報指令室を情報指令課に改めることに伴い、職名等の整理を行うものでございます。

次に附則でございますが、施行日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上で議案第4号「西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定」についての説明を終わらせていただきますが、何とぞ、慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第4号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第5号～

○議長（角田勝議員）

日程第7、議案第5号「西はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

ただいま議題となりました議案第5号「西はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由及びその内容についてご説明を申し上げます。

本件の提案理由でございますが、「災害出動手当及び救急出動手当」につきましては、消防車両等の緊急走行時における運転は、刻々と変化する交通状況や現場状況の中で行われるものであり、極めて重要かつ特殊な業務でございます。よって当該業務の特殊性を適切に評価するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「災害応急作業等手当」につきましては、総務省消防庁から示されました、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給についての助言を踏まえ、新設するものでございます。

また、高所作業及び潜水作業につきましても、高所や水中といった極めて危険性の高い環境下で行われる業務の特殊性を適切に評価するため、手当を新設するもので

ございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げます。

まず、「災害出動手当及び救急出動手当」でございます。

これらの手当につきましては、各種災害対応・救急活動に従事した場合に支給される手当となっております。その中でも、各出動の際に緊急走行を行う車両の機関員（運転員）として業務を行った場合に、それぞれ1回につき100円を加算する改正を行うものでございます。

次に、「災害応急作業等手当について」でございます。

緊急消防援助隊等として災害応急作業等に従事した場合、1日につき1,080円を支給することとし、管理者が著しく危険であると認める区域において業務を行った場合には、1日につき、2,160円を支給する手当を新設するものでございます。

次に、「高所作業手当について」でございます。

地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において消火又は救出等の活動に従事する者に対し、1回につき220円を支給する手当を新設するものでございます。

次に、「潜水作業手当について」でございます。

潜水器具を着装して行う潜水作業に従事する者に1回につき300円を支給する手当を新設するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行日を令和8年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第5号「西はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定」についての説明を終わらせていただきますが、何とぞ、慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第5号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第6号～

○議長（角田勝議員）

日程第8、議案第6号「令和8年度西はりま消防組合一般会計予算」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

ただいま議題となりました議案第6号「令和8年度西はりま消防組合一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、お手元に配布しております予算書をご清覧願います。

令和8年度の予算総額は、第1条において、歳入歳出それぞれ32億122万1千円と定めております。予算の内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

次に、予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

まず、7ページをお開き願います。

第1款 議会費は、議員報酬及び議会運営経費として32万7千円を計上しております。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、1目 一般管理費は、審査会委員及び管理者等の報酬並びに本部の運営に必要な経費として事務用消耗品等530万4千円を計上しております。

8ページをご覧ください。

5目 財産管理費は、本部庁舎の維持管理経費等として、3千147万1千円を計上

しております。

7目 情報管理費は、インターネット接続料並びに人事給与及び財務会計システムの保守管理委託料等1千133万9千円を計上しております。

10目 公平委員会費は、委員報酬として、2万9千円を計上しております。

9ページをお開き願います。

第6項 監査委員費は、委員報酬等として、10万6千円を計上しております。

次に、第9款 消防費、第1項 消防費、1目 常備消防費は、予算総額28億3千859万7千円を計上しております。前年度と比較し、4千162万5千円の増額となっており、主な増額要因としましては、人事院勧告による給与改定により職員人件費が増額となったことによるものです。

なお、この科目には、本部及び相生、たつの、宍粟、太子、佐用の5つの消防署等に勤務する一般職員、再任用職員の人件費と各署所の一般事務経費及び活動経費を計上しております。

それでは、節ごとに順次、ご説明申し上げます。

まず、1節 報酬は、消防賞じゅつ金等審査委員報酬として2万円を計上しております。

2節 給料は、11億7千457万3千円を計上しております。

3節 職員手当等は、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当 等9億212万7千円を計上しております。

4節 共済費は、兵庫県市町村職員共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金 等、4億1千347万7千円を計上しております。

10ページをご覧ください。

7節 報償費は、救急研修会に係る講師謝礼等 8万1千円を計上しております。

8節 旅費は、会議、兵庫県消防学校への専門研修等の普通旅費として、436万9千円を計上しております。

10節 需用費は、消防一般事務、消防職員の被服貸与、予防・警防・救急活動等の活動費、レッドパトロール事業の車両燃料費等、5千971万1千円を計上しております。

11節 役務費は、電話料金等の通信運搬費、予防接種手数料等3千182万2千円を計上しております。

12節 委託料は、指令システムの保守管理委託、救急救命士の挿管・病院実習委託料、職員の健康診断委託料等、4千258万3千円を計上しております。

11ページをお開き願います。

13節 使用料及び賃借料は、複写機等事務機器の使用料、有料道路通行料等、370万1千円を計上しております。

14節 工事請負費は、無線基地局空調機の更新工事費用として94万1千円を計上しております。

17節 備品購入費は、各署における庁用器具費、救急・救助・消防用資機材等の機械器具費2千154万8千円を計上しております。主なものとしましては、救急車に積載しますAED2台分344万5千円、救助用資機材の更新としてマット型空気ジャッキ278万8千円、大型油圧救助器具819万5千円となっております。

18節 負担金、補助及び交付金は、システム運営に係る負担金、退職手当組合への負担金、兵庫県消防学校入校負担金等として1億8千361万6千円を計上しております。

21節 補償、補填及び賠償金は、賠償金等の科目設置に係る基礎額として1万円を計上しております。

26節 公課費は、救急救命士登録免許税2名分として1万8千円を計上しております。

次に、3目 消防施設費は、予算総額3億346万2千円を計上しております。前年度と比較し、1億1千46万7千円の増額となっております。主な増額要因としまし

ては、車両更新経費の増額等によるものです。

この科目は、本部及び管内12署所に配置しております消防車両等の維持管理費、消防車両購入費及び消防庁舎施設の維持管理費等を計上しております。

それでは、節ごとに順次、ご説明申し上げます。

10節 需用費は、各署所の光熱水費、消防庁舎の維持管理経費、消防車両の車検・修理代等5千651万4千円を計上しております。

12ページをご覧ください。

11節 役務費は、各署所車両の法定点検手数料及び自動車損害保険料等として2千536万2千円を計上しております。

12節 委託料は、電気設備の保守管理委託料、施設の清掃業務委託料等、224万円を計上しております。

13節 使用料及び賃借料は、本部事務車両の賃借料及び宍粟消防署千種出張所の土地賃借料39万7千円を計上しております。

14節 工事請負費は、宍粟消防署の空調機及び自家発電設備の更新工事費169万9千円を計上しております。

17節 備品購入費は、車両5台分の購入費等で、2億1千457万1千円を計上しております。なお、令和8年度購入車両は、宍粟消防署に水槽付き消防ポンプ自動車、光都分署、波賀出張所、太子消防署に救急自動車を各1台、消防本部に事務連絡車を配備予定となっております。

18節 負担金、補助及び交付金は、相生消防署の庁舎に係る上下水道料金、消防用設備等の保守点検料等を按分する相生市への負担金として、60万円を計上しております。

26節 公課費は、自動車重量税207万9千円を計上しております。

第12款 公債費、第1項 公債費、1目 元金は、令和4年度及び令和6年度に起債した長期債に係る償還元金782万5千円を計上しております。

2目 利子は、長期債に係る償還利子として76万1千円を計上しております。

13ページをお開き願います。

第14款 予備費は、200万円を計上しております。

以上で、歳出の説明を終わりました、次に、歳入についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第11款 分担金及び負担金は、30億7千790万円を計上し、その内容は、消防本部、消防署の運営に係る構成市町の負担金でございます。

第12款 使用料及び手数料は、479万3千円を計上し、その主な内容は、危険物施設等設置及び変更等手数料でございます。

第13款 国庫支出金は、6千865万5千円を計上し、宍粟消防署に配備する水槽付き消防ポンプ自動車及び光都分署、波賀出張所、太子消防署に配備する救急自動車に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

第15款 財産収入は、救急車両等物品売払収入に係る基礎額として30万円を計上しております。

6ページをお開き願います。

第18款 繰越金は、科目設置に係る基礎額として1万円を、第19款 諸収入のうち、第2項 預金利子につきましても、科目設置に係る基礎額として10万円を計上しております。

第4項 受託事業収入は、2千497万8千円を計上し、その主な内容は、管内道路トンネル7か所の非常警報盤管理委託料及び光都分署に係る上郡町受託事業収入でございます。

第5項 雑入は、2千448万5千円を計上し、その主な内容は、各種保険団体事務取扱に係る事務手数料、職員成人病検診に係る兵庫県市町村職員共済組合からの助成金、派遣職員人件費負担金となっております。

以上で、議案第6号「令和8年度西はりま消防組合一般会計予算」についての提

案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第6号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（角田勝議員）

以上で、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉 会 宣 告

これをもって、令和8年第1回西はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

閉会挨拶

○議長（角田勝議員）

閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本定例会に付議された案件につきまして、議員各位の慎重なるご審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

理事者におかれましては、今後も引き続き住民の安全・安心のための対策を構成市町と一体となって御尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、本組合の発展と議会活動の充実のため、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（角田勝議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

令和8年第1回西はりま消防組合議会定例会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今期定例会では、提案いたしました全ての議案につきまして、原案のとおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、当組合といたしましては、今後も引き続き、構成市町との連携をより一層深め、地域住民の皆様の安全と安心を確保するため、更なる消防力の強化に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、格別のご理解、ご協力、そしてご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに臨み、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（角田勝議員）

皆様、お疲れさまでした。

(午後 3 時 2 5 分閉会)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和8年2月24日

西はりま消防組合議会議長 角田 勝

会議録署名議員 浅田 雅昭

会議録署名議員 堀 卓史